

## お詫びと訂正

弊社刊行の『2015 社会福祉士国家試験過去問解説集 第 24 回—第 26 回全問完全解説』の本文中、以下の箇所にご迷惑がございました。お詫びして、訂正させていただきます。（2015 年 1 月 19 日更新）

該当頁	該当箇所	誤	正	備考
34 頁	選択肢 5 の解説文	<u>障害児を含む児童に対する虐待を防止するための必要な措置を講ずるのは、国および地方公共団体の責務である（児童虐待防止法第 4 条）。小学校や中学校の長に、教職員や児童、生徒に対して、就学する障害児に対する虐待を防止するための必要な措置を講ずることは、義務づけられてはいない。</u>	<u>児童虐待防止法では、国および地方公共団体が、児童虐待防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない旨を規定している（同法第 4 条）。なお、小学校や中学校などの学校の長に、就学する障害者に対する虐待を防止するために必要な措置を講ずる旨を義務づけているのは、障害者虐待防止法である（同法第 29 条）。</u>	2014/09/12 更新
37 頁	選択肢 5 の解説文	利用者と保育所との直接契約ではなく、 <u>市町村の関与がある。「契約については、市町村の関与の下、保護者が自ら施設を選択し、保護者が施設と契約する公的契約」とする旨が、<u>児童福祉法第 24 条に規定されている。</u></u>	利用者と保育所との直接契約ではなく、 <u>利用者とし市町村との利用契約である。なお、子ども・子育て関連三法の施行（平成 27 年度目途）により、「市町村の関与の下、保護者が自ら施設を選択し、保護者が施設と契約する公的契約」とする旨が、<u>児童福祉法に規定される。</u></u>	2014/09/25 更新
64 頁	選択肢 2 の解説文 3～4 行目	2006（平成 18）年～2011（平成 23）年は 1.3%台であった。1.4%台は、	2006（平成 18）年～2011（平成 23）年は 1.3 台であった。1.4 台は、1.43	2014/09/12 更新

		1.43%であった1996（平成8）年以來である。	であった1996（平成8）年以來である。	
75 頁	選択肢5の1行目	<u>介護給費</u> の支給決定は、	<u>介護給付費</u> の支給決定は、	
86 頁	Point の1行目	被保護者の <u>義務</u> として	被保護者の <u>権利</u> として	
105 頁	選択肢3の解説文1行目	<u>任意後見人</u> は	<u>任意後見監督人</u> は	
152 頁	選択肢5の解説文3行目	軽費老人ホーム、	軽費老人ホーム（ <u>ケアハウスは除く</u> ）、	
162 頁	選択肢3の解説文2～3行目	<u>しかし、その後また増加し、次に2011（平成23）年から減少に転じ、2012（平成24）年までその状態は続いている。</u>	<u>その後、増減を繰り返した後、2011（平成23）年、2012（平成24）年と減少が続いている。</u>	
175 頁	選択肢2の解説文1～2行目	<u>1983</u> （昭和61）年以降一貫して、	<u>1986</u> （昭和61）年以降一貫して、	
177 頁	選択肢3の解説文2行目	<u>聖三一孤女学園</u> を設立し、	<u>聖三一孤女学院</u> を設立し、	
185 頁	選択肢4の解説文4行目	<u>雇用受給者</u> でないこと、	<u>雇用保険受給資格者</u> でないこと、	
217 頁	選択肢3の解説文3行目	<u>社会問題</u> に向けられた	<u>社会的問題</u> に向けられた	
348 頁	選択肢4の解説文1行目、3行目	<u>緑内障</u>	<u>緑内障</u>	2015/01/19 更新